

山都町告示第19号

令和8年度山都町酒造原料米価格高騰対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年6月19日

山都町長 坂本 靖也

令和8年度山都町酒造原料米価格高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済と伝統文化の維持を図るため、原料米の価格高騰を受けている事業者への支援を目的として、町内の酒類製造業者に対し、原料米の購入に要する経費の一部を補助することに関し、山都町補助金等交付規則（平成17年山都町規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 酒類製造業者 酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第1項の規定により酒類の製造免許を受けて酒類の製造を業とする者

(2) 原料米 製品の製造に必要となる原料米

(補助金の交付)

第3条 町は、原料米の価格が高騰している状況に鑑み、町内の酒類製造業者に対し予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも満たすものとする。

- (1) 町内に主たる事務所を有していること。
- (2) 他者から原料米の購入を行っていること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助基準額、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請は、町長が定める期日までに令和8年度山都町酒造原料米価格高騰対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、規則第3条第2項の添付書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 原料米の購入年月日、購入先、購入金額、購入数量等の内容が確認できる書類
- (3) 購入先へ代金を支払ったことを証する領収証等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 規則第6条による補助金の交付決定の通知は、令和8年度山都町酒造原料米価格高騰対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

2 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、前項の通知をもって、当該確定通知があったものとみなす。

(補助金の請求)

第8条 規則第16条第1項の請求書は、令和8年度山都町酒造原料米価格高騰対策支援事業補助金交付請求書（様式第4号）によるものとする。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、申請者が虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に支給された補助金の全額を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率	補助限度額
町内酒類製造業者が令和7年産原料米を購入するのに要する経費のうち、令和7年度の価格高騰分に相当する額	原料米の銘柄ごとに、次の算定により算出した額 算式 = $a \times (b - c)$ a : 令和7年産原料米の購入量 b : 令和7年産原料米の購入価格（円/俵、税抜） c : 令和6年産原料米の購入価格（円/俵、税抜）	1 / 2 以内	100万円